

1 失格基準価格の計算方法の変更

(1) 関係する要綱等

- ・ 県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領（平成24年9月25日付け建技第378号）
- ・ 広域振興局の経営企画部等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領（平成24年9月25日付け建技第374号）

(2) 改正の概要

- ・ 現行の失格基準価格は入札金額の平均に0.95を乗じた金額であるため、入札額に開きがある場合等において、失格基準価格が上り上がり、制度適用価格（予定価格×0.85）付近で失格者が多発するケースが発生している。
- ・ このような理由で、技術力及び価格提案において優れた者が失格となることを防ぐため、**失格基準価格の算定対象者を価格の低い順に8割とするもの。**
なお、**算定対象者が2者又は1者の場合は、制度適用価格に0.95を乗じた金額を失格基準価格とするもの。**

【失格基準価格の算定方法の改正内容】

	現 行	改 正 後	
失格基準価格の算定方法	$\text{失格基準価格} = \frac{\text{算定対象者の入札金額の合計} \times 0.95}{\text{算定対象者数}}$ <p>【算定対象者】 入札者</p>	入札者が 3者以上 の場合	$\text{失格基準価格} = \frac{\text{算定対象者の入札金額の合計} \times 0.95}{\text{算定対象者数}}$ <p>【算定対象者】 入札価格の低い順に入札者の8割※の者 ※入札者が5者以上の場合：小数点以下切上げ 入札者が4者又は3者の場合：小数点以下切捨て</p>
		入札者が 2者又は1者 の場合	失格基準価格 = 制度適用価格（予定価格×0.85）×0.95
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでの入札者とは、予定価格以下の金額で入札した者をいう。 ・ 制度適用価格以下の入札金額は制度適用価格に置き換えて失格基準価格を計算する ・ 失格基準価格の計算結果が制度適用価格を上回った場合、制度適用価格を失格基準価格として設定する。 ・ 失格基準価格の最低値は予定価格の80.75%（制度適用価格（予定価格×0.85）×0.95） 		

2 価格評価点及び技術評価点の配点の変更

(1) 関係する要綱等

- ・ 県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成24年9月25日付け建技第375号）
- ・ 広域振興局の経営企画部等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成24年9月25日付け建技第371号）
- ・ 県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）（平成24年9月25日付け建技第377号）
- ・ 広域振興局の経営企画部等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）（平成24年9月25日付け建技第373号）

(2) 改正の概要

- ・ 制度適用価格（予定価格×0.85）未満の入札額の価格評価点を一定（15点）にすることで、より技術力の評価に重点を置くもの。
- ・ 簡易2型について、技術評価項目Aの配点を15点に見直し、総合評価点を30点満点とするもの。
- ・ 簡易1型にあっては、技術評価項目A及びBの配点をそれぞれ15点に見直し、総合評価点を45点満点とするもの。
（価格評価点と技術評価点のウェイトを現行の1：1から1：2とするもの。）

【価格評価点及び技術評価点の配点の改正内容】

評価点		現 行	改 正 後
①価格評価点	制度適用価格以上	$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$	$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
	制度適用価格未満	〃	$100 \times (1 - \text{制度適用価格} \div \text{予定価格}) = 15 \text{点}$
②技術評価点	簡易2型	技術提案評価項目A（10点）×2	技術提案評価項目A（10点）×1.5
	簡易1型	技術提案評価項目A（10点）+B（10点）	技術提案評価項目A（10点）×1.5 + B（10点）×1.5
総合評価点 （①+②）	簡易2型	価格評価点（19.25点）+技術評価点（20点）=39.25点	価格評価点（15点）+技術評価点（15点）= 30点
	簡易1型	〃	価格評価点（15点）+技術評価点（30点）= 45点

3 技術評価項目の配点内訳の変更

(1) 関係する要綱等

- ・ 県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）（平成24年9月25日付け建技第377号）
- ・ 広域振興局の経営企画部等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）（平成24年9月25日付け建技第373号）

(2) 細分化を行う項目

- ・ 企業の評価 ア) 業務実績
- ・ 配置予定管理技術者の評価 ケ) 配置予定管理技術者等の業務実績

評価項目「ア）業務実績」については実績1～4件が同様の配点、「ケ）配置予定管理技術者等の業務実績」については1・2件の実績が評価されず、評価に差が生じない状態であったことから、1・2件と3・4件に段階分けするもの。

(3) 配点内訳を変更する項目

- ・ 企業の評価 イ) 業務成績評定
- ・ 配置予定管理技術者の評価 コ) 配置予定管理技術者等の業務成績評定

それぞれ、下位の配点に重みづけすることとして、中間点を0.1点ずつ加算するもの。

【企業の評価項目の改正案】

評価項目	現 行		改正後	
	要件	配点	要件	配点
ア 同種業務の業務実績	5件以上	0.8(8%)	5件	0.8(8%)
	1～4件	0.4	3・4件 1・2件	0.6 0.3
	0件	0	0件	0
イ 業務成績評定	90点～	0.8(8%)	90点～	0.8(8%)
	85～90点	0.5	85～90点	0.6
	80～85点	0.2	80～85点	0.3
	上記以外	0	上記以外	0

【配置予定管理技術者等の評価項目の改正案】

評価項目	現 行		改正後	
	要件	配点	要件	配点
ケ 配置予定管理技術者等の業務実績	5件以上	1.0(10%)	5件以上	1.0(10%)
	3・4件	0.5	3・4件 1・2件	0.7 0.4
	0件	0	0件	0
コ 配置予定管理技術者等の業務成績評定	90点～	1.0(10%)	90点～	1.0(10%)
	85～90点	0.6	85～90点	0.7
	80～85点	0.3	80～85点	0.4
	上記以外	0	上記以外	0